

○吹田市下水道条例施行規則

昭和41年5月30日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市下水道条例(昭和41年吹田市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(排水管の内径及び排水渠(きよ)の断面積)

第2条 条例第3条第1項第2号の規則で定める排水管の内径は、原則として、次の各号に掲げる排水管の区分に応じ、当該各号に定める長さとする。

- (1) 汚水管 200ミリメートル(自然流下によらないものにあつては、30ミリメートル)
- (2) 雨水管及び合流管 250ミリメートル
- (3) 取付管 150ミリメートル

2 条例第3条第1項第2号の規則で定める排水渠の断面積は、5,000平方ミリメートルとする。

(ます及びマンホールに設ける蓋)

第3条 条例第3条第1項第4号の規則で定める蓋は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 汚水ます又は汚水管渠に設けるマンホールにあつては、密閉することができる構造の蓋とする。
- (2) 雨水ます又は雨水管渠若しくは合流管渠に設けるマンホールにあつては、雨水が流入する構造の蓋又は空気の圧力を逃がすための穴を有する蓋とする。

(排水設備の新設等の計画の確認の申請等)

第4条 排水設備の新設等の計画の確認を受けようとする者及び当該計画の変更の確認を受けようとする者は、申請書に排水設備の平面図その他市長が必要と認める書類を添えて、当該工事に着手する日の7日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の平面図は、原則として縮尺100分の1とし、排水する区域、排水管渠及びますの位置、排水管の内径及び排水渠の断面積及び延長並びに公共下水道との接続箇所を記載し、水洗便所を設置する場合は、家屋の間取り及び便所の位置を併記しなければならない。

3 市長の確認を受けた排水設備の新設等をする者の変更の届出は、当該工事に着手する日の3日前までに行わなければならない。

(排水設備の構造基準)

第5条 排水設備は、次に掲げる構造基準によらなければならない。ただし、市長がこれにより難いと認め、別に定める場合においては、その定めるところによらなければならない。

- (1) 枝管の内径は、次に掲げる枝管の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとする。こと。
 - ア 小便器、手洗器、洗面器、家庭用の浴槽又は炊事場への接続管 50ミリメートル以上
 - イ 大便器への接続管 75ミリメートル以上

- (2) ますの内のりは、次に掲げるますの材質の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとする。
- ア 硬質塩化ビニル及びポリプロピレン 次に掲げるますの種類区分に応じ、それぞれ次に定める長さ
- (ア) 内径が150ミリメートル以下の排水管のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの 150ミリメートル以上
 - (イ) 内径が150ミリメートル以下の排水管のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートルを超え1,200ミリメートル以下のもの 200ミリメートル以上
 - (ウ) 内径が150ミリメートルを超え250ミリメートル以下の排水管のますで、地表面から管底までの深さが1,200ミリメートル以下のもの 300ミリメートル以上
- イ コンクリート 次に掲げるますの種類区分に応じ、それぞれ次に定める長さ
- (ア) 内径が150ミリメートル以下の排水管又は断面積が176.6平方センチメートル以下の排水渠のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの 150ミリメートル以上
 - (イ) 内径が150ミリメートルを超え200ミリメートル以下の排水管又は断面積が176.6平方センチメートルを超え314平方センチメートル以下の排水渠のますで、地表面から管底までの深さが800ミリメートル以下のもの 300ミリメートル以上
 - (ウ) 内径が200ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートル以下の排水渠のますで地表面から管底までの深さが800ミリメートルを超えるもの及び内径が200ミリメートルを超え300ミリメートル以下の排水管又は断面積が314平方センチメートルを超え706.5平方センチメートル以下の排水渠のます 400ミリメートル以上
 - (エ) 内径が300ミリメートルを超える排水管又は断面積が706.5平方センチメートルを超える排水渠のます 500ミリメートル以上
- (3) 排水管の勾配は、次に掲げる排水管の種類区分に応じ、それぞれ次に定める勾配以上とすること。
- ア 内径が100ミリメートル以上125ミリメートル未満の排水管 100分の2以上
 - イ 内径が125ミリメートル以上150ミリメートル未満の排水管 100分の1.7以上
 - ウ 内径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満の排水管 100分の1.5以上
 - エ 内径が200ミリメートル以上250ミリメートル未満の排水管 100分の1.2以上
 - オ 内径が250ミリメートル以上の排水管 100分の1以上
- (4) 水洗便所は、洗浄式のものとし、洗浄水量は1回の洗浄で便器内のし尿を公共下水道に支障なく排除することができる水量とすること。
- (5) 排水が、油脂類、ガソリン、土砂等排水設備の機能を著しく妨げ、又は排水設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な箇所に維持管理の容易な阻集器を設けること。
- (6) ディスポーザ（生ごみを破碎して水とともに排出する装置をいう。）は、破碎

された生ごみを処理し、汚濁負荷を低減する排水処理部と連結された一体のシステムを構成するものであつて、市長が定める性能基準に適合するものとする
こと。

- (7) 床下集合配管システムは、汚水の逆流又は滞留が生じない口径及び勾配の配管を有する構造のものであつて、保守点検及び維持管理が容易にできるものとする
こと。

(排水設備の新設等の工事の検査)

第6条 排水設備の新設等の工事の検査を受けようとする者は、工事完了届出書に使用材料を記載した完了図を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 検査の結果、市長に手直しを命ぜられた者は、市長が指定する期日までに当該手直しを行い、改めて完了検査を受けなければならない。

(除害施設の設置等の届出)

第7条 除害施設の設置等の届出は、除害施設新設（増設・改築）届出書を当該工事に着手する日の1月前までに提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書で当該各号に定める事項を明示したもののその他市長が必要と認める資料を添えなければならない。

- (1) 付近の見取図 方位、道路及び目標となる建物
- (2) 配置図 敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置及び排水箇所並びに排水設備の位置及び縮尺
- (3) 生産工程図 生産工程ごとの使用原材料の量、使用薬品量及び使用水量並びに用水源の種類及び排水量
- (4) 除害施設の設置計画書 次に掲げる事項
 - ア 排水の時間的変動及び濃度の変化
 - イ 処理方法、処理目標及びその計算根拠
 - ウ 発生汚泥等の処理及び処分の方法
 - エ 土木工事及び機械工事の設計図
 - オ 工事費概算額

- (5) 資金計画書 自己資金又は借入資金の別及び借入先
(下水の水質の基準を適用しない下水の量及び項目)

第8条 条例第17条第5項の市長が定める量は、1日最大排水量50立方メートル未満とする。

- 2 条例第17条第5項の市長が定める項目は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質（下水の流通を妨げるものを除く。）、窒素含有量及び燐（りん）含有量とする。

(除害施設管理責任者の業務)

第9条 条例第18条第1項の市長が定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 除害施設の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設から排出する排水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。

(除害施設管理責任者の資格)

第10条 条例第18条第2項の市長が定める資格は、当該工場又は事業場に勤務し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条に規定する公害防止管理者（水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。）の資格を有する者であること。

(2) 市長が前号に規定する者と同等以上の能力を有すると認める者であること。

2 除害施設の設置者は、前項第2号の規定の適用を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

（水質検査報告等）

第11条 継続して下水を排除して公共下水道を使用する水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設の設置者は、当該特定施設を新設し、増設し、又は改造したときは、当該下水の水質について公営試験所又は市長が適当と認める試験所の水質検査証明書を添えて市長に報告しなければならない。

（排除汚水量の認定）

第12条 排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用する場合は、水道料金の算定の基礎となる使用水量を排除汚水量として認定する。

(2) 散水等の公共下水道に排除しない方法で水道水を使用する場合の排除汚水量は、その水量を考慮して認定する。

(3) 地下水、河川水等の水道水以外の水を使用する場合の排除汚水量は、その用途、使用状況等を考慮して認定する。

2 前項第2号又は第3号の規定の適用を受けようとする者は、市長にその旨を申し出るとともに、散水等に使用する水の量を計測するための装置を設置しなければならない。ただし、市長が当該装置を設置することが困難であると認めるときは、散水等に使用した水の量及びその算出の根拠を記載した書類を提出することにより、当該装置の設置に代えることができる。

（公共下水道の使用料の加算額を適用しない汚水の量）

第13条 条例第24条第6項ただし書の市長が定める量は、1月につき1,000立方メートルとする。

（水質の検定）

第14条 市長は、条例第24条第6項の規定の適用に当たっては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に定めるところにより、汚水の水質の検定を行うものとする。ただし、試料の採取は、市長が定める方法により行う。

（使用料の徴収方法）

第15条 公共下水道の使用料の徴収については、水道料金の徴収の例による。

（公共下水道付近地の掘削の届出）

第16条 公共下水道の付近地の掘削の届出は、届出書に平面図及び断面図を添えて行わなければならない。

（行為許可の申請等）

第17条 下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項各号に掲げる行為の許可（以下「行為許可」という。）を受けようとする者は、申請書に施設の位置図

及び構造図を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 行為許可を受けた者は、行為許可に係る工事が完了したときは、直ちに市長に届け出てその検査を受けなければならない。

(占有許可の申請等)

第18条 公共下水道の排水施設又は敷地の占有の許可（以下「占有許可」という。）を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工作物その他物件を設置しようとする場合にあつては、その設計図及び工事仕様書又は構造説明書
- (2) 隣接する土地又は建物の所有者又は占有者が公共下水道敷の占有について利害関係を有すると認められる場合にあつては、その同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 占有許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、占有許可に係る工事が完了したときは、直ちに市長に届け出てその検査を受けなければならない。

- 3 占有者は、占有の期間若しくは区域又は占有許可に係る物件の外観、構造、配置等を変更しようとするときは、申請書に第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(占有者の異動)

第19条 占有者について一般承継（相続又は合併をいう。次項において同じ。）があつたときは、一般承継人は、被承継人が有していた占有者の地位を承継する。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、占有者は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 一般承継により占有者となつたとき。
- (2) 氏名又は住所に変更があつたとき。

- 3 占有者は、占有期間の途中で占有許可に係る物件を譲渡しようとするときは、市長に申請書を提出しなければならない。ただし、譲渡と同時に占有を廃止するときは、この限りでない。

(占有の廃止)

第20条 占有者は、占有期間の途中で占有を廃止するときは、廃止届を市長に提出しなければならない。

- 2 占有者は、占有許可に係る物件を撤去し公共下水道を原状に回復したとき、又は原状回復に代わる措置として市長が命じた措置を講じたときは、届出書を市長に提出してその確認を受けなければならない。

(公共下水道の復旧工事の施行)

第21条 市長は、公共下水道の付近地の掘削又は行為許可若しくは占有許可に係る工事により公共下水道の施設を損傷した者に、その者の負担によつて復旧工事を施行させるものとする。

(申請書等の様式)

第22条 条例及びこの規則の施行に必要な申請書等の様式は、下水道部長が定める。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、公共下水道の管理及び使用に関し必要な事項は、下水道部長が定める。

附 則

この規則は、昭和41年6月1日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (令和2年3月31日規則第58号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第13号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。